

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 令和2年度決算における北九州市健全化判断比率等の公表【財政局財務部財政課】

2

北九州市告示第 3 1 9 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算における北九州市の健全化判断比率及び資金不足比率について公表する。

令和 3 年 9 月 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 健全化判断比率（令和 2 年度決算）

（単位：％）

区分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率	10.6	25.0
将来負担比率	161.0	400.0

備考

- （1） 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載した。
- （2） この表において「早期健全化基準」とは、法第 2 条第 5 号に規定する早期健全化基準をいう。

2 資金不足比率（令和 2 年度決算）

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
食肉センター特別会計	—	20.0
卸売市場特別会計	—	
渡船特別会計	—	
港湾整備特別会計	—	
産業用地整備特別会計	—	
漁業集落排水特別会計	—	
空港関連用地整備特別会計	—	
学術研究都市土地区画整理特別会計	—	
市民太陽光発電所特別会計	—	
上水道事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	
交通事業会計	—	
病院事業会計	—	
下水道事業会計	—	
公営競技事業会計	—	

備考

- （1） 資金不足額がない場合は、「—」を記載した。

(2) この表において「経営健全化基準」とは、法第23条第1項に規定する経営健全化基準をいう。